

令和6～7年度大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和6～7年度大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する契約候補者を選定するため、必要な事項を本要領で定めるもの。

1. 業務の趣旨

大和町は、令和4年3月に策定した大和町第五次総合計画及び大和町第五次国土利用計画について、昨今の社会情勢等を鑑み、基本計画（前期計画）の計画期間を1年間前倒しするとともに、併せて、町土利用の構想も見直し、総合計画等を改定する必要がある。

そのためには専門的なデータ収集、分析、検討が必要になることから、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的、効果的に計画の改定の支援を実施できる事業者をプロポーザル方式により総合的に審査し、本町に最も適した事業者を契約候補者として選定するもの。

2. 業務の概要

（1）業務名

令和6～7年度大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の目的

本業務は、大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定の支援を行うもの。

（3）業務内容

別紙「大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定業務特記仕様書」のとおり

（4）委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

（5）契約上限金額

総額16,841,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

（2）令和5～6年度大和町入札参加資格（物品・役務）を有している者であること。

（3）参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間において、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けている期間でないこと。

（4）暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

（5）令和元年4月1日から令和6年12月31日までの期間中に、宮城県内における総合計画または地方版総合戦略の策定または改定の実績を有すること。

4. 参加手続

(1) 担当課

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
大和町 まちづくり政策課
TEL:022-345-1115 (直通) / FAX:022-345-4852
e-mail:seisaku@town.taiwa.miyagi.jp

(2) 関係書類の入手方法

町ホームページより、本業務の仕様書等の関係書類をダウンロードして入手すること。
大和町ホームページアドレス <http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>

(3) 質問書の受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、別紙質問書(様式6)に記載の上、次の期限までに提出すること。なお、質問がない場合は提出不要である。

提出期限：令和7年1月10日(金)午後5時まで

提出方法：担当課まで持参，メール，FAX 又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着)

回答方法：令和7年1月15日(水)午後5時までに大和町ホームページで回答する。

(4) 参加表明書の提出

提出期限：令和7年1月21日(火)午後5時まで

提出方法：担当課まで持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着)とする。受付時間は、
閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

提出書類：参加表明書(様式1)

会社概要書

規格：A4・任意様式1ページ程度

なお、次の項目を含むこと。

・会社名，本社所在地，企画担当者数・主要な業務内容

・連絡先(担当者氏名，電話番号，FAX 番号，E-mail アドレス)

(5) 企画提案書等の提出

提出期限：令和7年1月31日(金)午後5時まで

提出方法：担当課まで持参により提出すること。

受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、提出された書類の差し替えは認めない。

提出書類，提出部数については5. 企画提案書の作成要領等のとおり

5. 企画提案書の作成要領等

提出する書類等は次のとおりとする。

提出部数：正本(1)～(6) 1部

副本(2)～(6) 17部

(1) 企画提案書提出届(様式2)

(2) 企画提案書

規格：A4・横書き・両面印刷(縦横の仕様は自由)長辺をホチキス止めとする。折り込みの資料は不可とする。

量 : 1社1案とし、表紙を除き10ページ（5枚）以内とする。

文字 : 文字のサイズは11pt 以上とする。

提案テーマ : 以下の5つのテーマについて記載することとし、各テーマ2ページ以内とする。

- ・テーマ1 計画を策定するにあたって重視するポイントについての提案
- ・テーマ2 住民を含めて広く意見を募りながら、円滑かつ効率的に計画策定を進めていくための検討プロセス、業務工程についての提案
- ・テーマ3 大和町第五次総合計画の適切な評価及び計画改定にあたっての有益な課題の抽出などについての提案
- ・テーマ4 住民の意向を反映した計画策定につながる住民参画のあり方についての提案
- ・テーマ5 その他、現実的で効果的な計画とするための工夫についての提案

注意事項 : 提出を求められていない資料の添付や、指定枚数を超えた場合や指定様式以外の場合は減点の対象とする。提出期限後は提出された企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（本町から指示があった場合を除く。）

（3）業務経歴書（様式3）

令和元年4月1日から令和6年12月31日までの業務実績のうち、代表的なもの3件以内とする。

実績はすでに完了し、納品が終了しているものとする。

（4）本業務に係る実施体制表（様式4）

（5）本業務における配置予定者調書（様式5）

（6）見積書及び内訳書（任意様式）

規格 : A4・横書き・長辺をホチキス止め

6. 審査の手続及び契約候補者の選定について

企画提案書等の審査は、7. 審査方法等に基づき、「大和町第五次総合計画及び国土利用計画改定業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

企画提案書のプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を実施するので、提案者は指定された日時に出席し、提案内容を説明するものとする。

提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果最低基準点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

プレゼンの時間超過は認めないので、制限時間打ち切りとする。なお、3分前に予鈴を鳴らし知らせるものとする。

（1）プレゼン方法等

実施場所 : 大和町役場

実施日 : 令和7年2月上中旬予定

説明者 : 説明会場に入室できるのは4名までとする。

説明時間 : 各参加申込者20分とする。

説明後に委員のヒアリングの時間を設ける。（5分程度）

ヒアリングの時間は説明時間に含まない。

その他：

ア．ヒアリングでは「7. 審査方法等」の「(1) 審査項目」について質疑応答を行う。

イ．ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

ウ．プレゼンに際し、スクリーン・電源は町で用意する。その他必要なプロジェクター、パソコン等は各自が準備すること。

エ．上記ウで表示する内容は企画提案書と同じ内容であり、提案内容の理解を深めるものであること。

(2) ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、提案書の提出後、別に通知する。

(3) 提出された企画提案書等の取扱い。

ア．著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、大和町情報公開条例（平成10年12月28日大和町条例第26号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本町は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ．提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

ウ．提出された企画提案書等は返却しない。

エ．企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 審査方法等

審査委員会が提出資料、プレゼンの内容を審査し、各審査委員の合計点の総計の最も高い評価を得た者を契約候補者とする。なお、最も高い評価の者が2人以上いた場合は、審査委員会による協議の上決定する。

(1) 審査項目

番号	審査項目	評価配点	評価基準
1	テーマ1	10	本業務の目的・趣旨を踏まえた適切な内容が提案されているか。
2	テーマ2	20	本業務の目的の達成に向けて妥当性のある検討プロセスが提案されているか。効果的な業務工程が提案されているか。
3	テーマ3	20	本町の状況を踏まえた適切な評価手法等が提案されているか。
4	テーマ4	20	本町の地域の状況を勘案し、かつ、効果的な住民参画のあり方が提案されているか。
5	テーマ5	10	提案内容が本業務に効果的、現実的であり、かつ、独自性を含んでいるか。
6	担当者の配置と実務経験等	10	提案内容を実施できる人員体制と配置状況及び担当者の実績が確保されているか。
7	見積金額	10	提案内容に対して見積金額が妥当か。

(2) 審査方法

- ・審査項目の評価基準は別紙1のとおりとする。
- ・審査委員は、審査項目毎に評価基準により評価し、評価基準点により採点する。
- ・項目の評価点は、提案等の内容により、委員の判断で採点する。
- ・減点は各審査委員の合計得点から減点する。

8. 失格基準

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア. 提出期限を過ぎても企画提案書が提出されない場合。
- イ. 提出書類の記載に虚偽があった場合。
- ウ. 見積金額が契約上限金額を超過した場合。
- エ. 最低基準点を60点とし、プレゼンの結果全委員の平均点がそれ以下の場合。
- オ. プレゼンテーションを行わなかった場合。または指定された時間まで出席できなかった場合。
- カ. 審査の公平性を害する行為があった場合。
- キ. 前各号に定めるもののほか、本実施要領に違反した場合若しくは提案にあたり著しく信義に反する行為があったと審査委員会が認めた場合。

(2) 契約候補者となった者が前号のいずれかに違反した事実が契約前に発覚した場合は契約を行わない。この場合にあっては、当該提案者を除いた他の提案者と契約できるものとする。また、契約後に発覚した場合は契約を取り消す。

9. 契約候補者の公表について

- ・審査の結果、契約候補者が決定した場合は提案者全員に結果を公表する。
- ・公表する内容は、プロポーザルに参加した参加者名、契約候補者名、見積金額とし、提案された企画書の内容その他については公表しないものとする。
- ・契約候補者の発表は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに大和町公式ホームページにおいて公表する。

10. 契約の締結

(1) 契約は、決定された契約候補者の示した業務内容をもって協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって当該業務に係る委託契約を締結受託することを前提とする。

(2) (1)の契約候補者の失格が判明した場合及びその他の理由により契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて協議を行う。

11. 契約候補者に選定及び非選定された者に対する理由の説明について

提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるもの1者を契約候補者として選定する。提案書が選定された者及び提案書が選定されなかった者は、選定・非選定の理由について、説明を求めることができる。

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（任意書式，説明を求める内容を簡潔明瞭に記載すること）により，大和町長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ア．受付場所：「4. 参加手続」の「（1）担当課」に同じ。
- イ．受付日時：閉庁日を除く，午前9時から午後5時までとする。
- (2) 上記（1）の回答は，説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に，書面により行う。

12. その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成，提出等に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 虚偽の記載，審査委員会の委員又は関係者との接触，その他審査結果に影響を与える不正な行為等があった場合は，失格とし，選考の対象としないものとする。

別紙 1 審査項目の評価基準

評価基準	評価基準点
・全体にわたりに優れている	5
・部分的に優れている	4
・適切な提案内容である	3
・提案内容がやや不十分である	2
・趣旨を理解しておらず内容が不十分である	1

評価基準により 5 段階評価し、審査項目毎に評価基準点に倍数を掛けて得点とする。

番号	審査項目	評価基準	評価基準点				
			5	4	3	2	1
1	テーマ 1	本業務の目的・趣旨を踏まえた適切な内容が提案されているか。	評価基準点 × 2 倍				
2	テーマ 2	本業務の目的の達成に向けて妥当性のある検討プロセスが提案されているか。効果的な業務工程が提案されているか。	評価基準点 × 4 倍				
3	テーマ 3	本町の状況を踏まえた適切な評価手法等が提案されているか。					
4	テーマ 4	本町の地域の状況を勘案し、かつ、効果的な住民参画のあり方が提案されているか。					
5	テーマ 5	提案内容が本業務に効果的、現実的であり、かつ、独自性を含んでいるか。	評価基準点 × 2 倍				
6	担当者の配置と実務経験等	提案内容を実施できる人員体制と配置状況及び担当者の実績が確保されているか。					
7	見積金額	提案内容に対して見積金額が妥当か。					

※ 評価基準点は正の整数の評価点とする。

※ 次の場合は合計得点から各 3 点の減点とする。

- (ア) 提出を求められていない資料の添付があった場合。
- (イ) 企画提案書が指定枚数を超過した場合。
- (ウ) 企画提案書が指定様式に違反した場合。